

広島県告示第百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定によって、次の森林を保安林予定森林にした。

平成二十一年三月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

江田島市沖美町三吉字千城原二〇七の一、二〇七の二、二〇七四の三、二〇七五、二一九四の一・二一九四の二・二一九五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字千城原二〇七の一・二〇七の二・二〇七四の三・二〇七五・二一九四の一・

二一九四の二・二一九五（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産局農林整備部森林保全課及び江田島市役所に備え置いて縦覧に供する。）